

公立学校共済組合秋田支部における個人情報の取扱い

制定 平成17年 3月25日

更新 平成26年11月25日

平成17年4月1日から個人情報の保護に関する法律が全面的に施行されました。公立学校共済組合も個人情報取扱事業者となることから、公立学校共済組合秋田支部の保有する個人情報の取扱いを、次のとおり行うこととします。

1 個人情報の取扱方針について

公立学校共済組合秋田支部において保有する個人情報は、「公立学校共済組合個人情報保護方針」、「公立学校共済組合個人情報保護規程」及び「公立学校共済組合個人情報保護規程秋田支部施行細則」に基づき、適正に取り扱います。

2 個人情報の利用目的について

(1) 組合員・被扶養者の資格取得に関すること

- ①組合員の資格取得・喪失及び被扶養者の認定・取消に係る事務
- ②組合員証の発行に係る事務
- ③国民年金第3号被保険者届に係る事務

(2) 短期給付事業に関すること

- ①保健給付に係る事務
- ②休業給付に係る事務
- ③災害給付に係る事務
- ④附加給付等に係る事務
- ⑤退職後の給付に係る事務

(3) 長期給付事業に関すること

- ①退職給付(退職共済年金)に係る事務
- ②障害給付(障害共済年金・障害一時金)に係る事務
- ③遺族給付(遺族共済年金)に係る事務

(4) 福祉事業に関すること

- ①一般貸付、特別貸付及び住宅貸付等、貸付種別に応じた貸付事業に係る事務
- ②生活習慣病等健診、人間ドック及び健康づくり事業等の健康管理事業に係る事務
- ③宿泊施設利用補助、教養・文化行事補助等の一般事業に係る事務

(5) 組合員の掛金の徴収に関すること

(6) 一般財団法人秋田県教育関係職員互助会が行う給付事業に係る情報の提供

- ①提供するデータ:組合員・被扶養者情報、医療費等の計算に関する情報及び給付情報
- ②情報提供の手段:紙媒体又は電子媒体